

職員の給与などの状況をお知らせします

人事行政の運営の公平性と透明性を高めるため、地方公務員法第58条の2と狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の給与や職員数その他人事行政の状況についてお知らせします。

1 職員の給与の状況

● 人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H18.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	16年度の 人件費率
平成17年度	157,812人	424億7,302万4,000円	19億1,013万9,000円	109億1,309万7,000円	25.7%	25.8%

実質収支とは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額で、人件費率とは歳出額に占める人件費の割合です

● 職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成17年度	1,167人	48億2,318万1,000円	11億9,488万3,000円	21億1,708万2,000円	81億3,514万6,000円	697万1,000円

職員手当には、退職手当を含みません。職員数は17年4月1日現在の人数です

● ラスパイレス指数

平成12年度	101.6
平成17年度	98.1

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です

● 職員の平均年齢・平均給料月額 (平成18年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
45.6歳	380,560円	49.11歳	362,493円

● 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成18年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	262,175円	314,450円	375,456円
	高校卒	225,525円	279,600円	321,600円

経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です

● 職員の初任給 (平成18年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一般 大学卒	176,800円	170,200円
行政職 高校卒	148,000円	138,400円

● 一般行政職の級別職員数

(平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	-
職員数	10人	23人	186人	206人	123人	84人	11人	10人	653人
構成比	1.5%	3.5%	28.5%	31.6%	18.8%	12.9%	1.7%	1.5%	100.0%

職員数は、狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。税務職、福祉職、教育公務員、消防職、技能労務職および企業職は除かれています

● 職員手当(1)

区 分	内 容 (平成18年4月1日現在)	平成17年度	
		年間支給総額	一人当たり 支給年額
調整手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の8% 平成18年10月1日から調整手当を廃止し地域手当として6%	4億2,212万円	361,714円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給 税務事務手当、社会福祉業務手当他15種類	1,695万3,000円	14,527円
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外2人まで6,000円 配偶者以外3人めから5,000円 満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	1億6,268万4,000円	248,752円
住居手当	借家等居住者...家賃に応じて支給(最高27,000円) 持ち家居住者...5,000円	6,829万2,000円	100,135円
通勤手当	電車等利用者...運賃相当額(最高55,000円) 車等利用者...通勤距離に応じた額(2,000円~22,900円)	6,689万9,000円	70,198円
管理職手当	給料の7%~15% 平成16年1月1日~平成18年3月31日までの間、削減措置あり (削減割合 給料の1%~3%)	1億3,295万円	444,649円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	2億5,014万2,000円	287,520円

● 職員手当(2)

期末手当 勤勉手当	平成17年度・一人当たり平均支給額...182万8,000円	
	期末手当	3.00月分 (1.60)月分
	勤勉手当	1.45月分 (0.75)月分 (17年度支給割合)
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置(5~20%)あり 17年度の支給割合は国と同じ。()内は、再任用職員に係る支給割合	
退職手当	自己都合	勤続20年 21.00月分
	勤続20年	勤続25年 33.75月分
	勤続25年	勤続35年 47.50月分
	勤続35年	最高限度額 59.28月分
	最高限度額	59.28月分
	市の支給割合は県市町村総合事務組合の支給条例に基づくもので、18年4月1日現在、国と同じ	

市長などの給与の削減措置
平成17年4月1日から19年3月31日までの間、市長12%、助役9%、収入役8%、教育長8%の給料を削減し、さらに期末手当を18年4月1日から23年3月31日までの間、市長50%、助役30%、収入役30%、教育長30%削減しています。

管理職の手当の削減措置
平成16年1月1日から19年3月31日までの間、管理職手当の支給割合を部長職が15% 12%、次長職が12% 10%、課長職は10% 9%に削減しています。また、18年7月1日から21年6月30日までの間、期末・勤勉手当を部長職20%、次長職18%削減しています。

● 特別職の報酬など(1)

区 分	給料月額など
給 料	市 長 853,600円 (970,000円)
	助 役 741,650円 (815,000円)
	収入役・教育長 690,000円 (750,000円)
報 酬	議 長 510,000円
	副 議 長 460,000円
	常任委員長・ 議会運営委員長 450,000円
	議 員 440,000円

● 特別職の報酬など(2)

(平成18年4月1日現在)

区 分	手当の支給内容など
期末手当 (平成17年度)	市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、 常任委員長、議会運営委員長、議員 年間4.4月分
退職手当	算定方式 市長...給料月額(円)×在職月数×0.4025 助役...給料月額(円)×在職月数×0.2415 収入役・教育長...給料月額(円)×在職月数×0.23 1期の手当額 市長...1,874万400円 助役...944万7,480円 収入役・教育長...828万円

給料の()内は、減額措置を行う前の金額です

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年間)勤めた場合における退職手当の見込額です